

第二節 莊園の様相

一、越中莊園の概観

莊園公領制 従来、奈良時代における三世一身の法、墾田永世私財法によって開墾奨励がなされ、いわゆる

「初期莊園」が成立したとされている。以後太閤検地に及ぶまでの約八百年間を土地制度史上、「莊園制」とよび、本節で取り扱う十二、十三世紀はその最盛期と規定されてきた。そしてこれまで、一般的には莊園は単なる私的大土地所有に基づいて形成されたと理解されてきているが、この時代の土地制度を説明するうえでやや適切なさを欠くとして、「莊園公領制」という概念が用いられるようになっていく。この概念について網野善彦氏は次のように説明している。

少なくとも十二世紀以降の莊園と公領は、もはや異質な対立するものではなく、本質的には同質といっても過言ではない。したがって、いま私的といひ、国家的といった性格は、莊園・公領の双方に、それぞれ貫徹しているとみなくてはならない。またこの見方からすると、莊園を中央貴族・寺社の、国衙領を在地領主の土地所有と規定し、いずれかを基本的、または派生的にとらえることも、一面的ということになる。中世の土地制度はこのどちらを欠いても成り立ちえないものだからである。

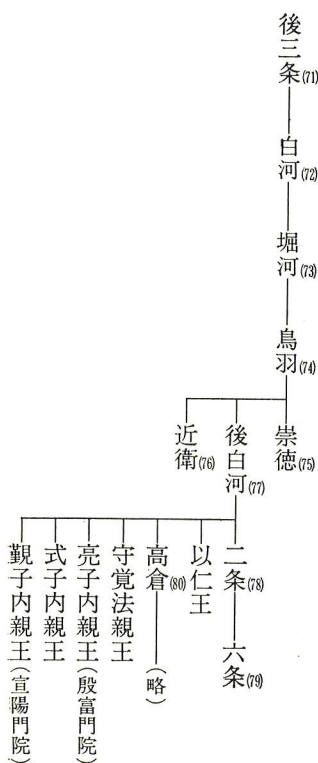
〔莊園公領制の形成と構造（体系日本史叢書6『土地制度史1』）〕

莊園は中央貴族や寺社などの権門が莊園領主であり、公領は国衙領は国司の支配に委ねられていたが、そのことは国衙における収取形態が律令制的土地所有から脱皮し、土地制度が再編成されることによって公的な性格を帯びてきたものであって、莊園における領主権の確立とともに両者の支配形態が明瞭になってきたことをさすものである。

このように荘園公領制の形成は主に十一世紀になされたのであるが、その形成を促したものは後三条・白河兩天皇の親政、さらには白河・鳥羽院政期の諸政策であったというべきであろう。以上のことを踏まえてこれら諸政策の一端を概観することにする。

まず後三条天皇による延久元年（一〇六九）の荘園整理令である。この整理令によって記録荘園券契所を設置し、寛徳二年以降の新立荘園や券契不明の荘園を禁止したのである。さらにこれ以後の荘園整理に関する政策の遂行に際して、枘を宣旨によって定められたことも重要なことと言わなければならない。この延久令に先立って、荘園整理令は延喜年間以降、いくたびにもわたって出されてきたが、かならずしもその実をあげていなかった。そこで延久令では全国の荘園から公驗を提出させ、さらには出作や浮免田を荘田としたり荘田と公田とを相博することを禁止し、荘園の所在、領主、田畠の物数を上進させることとしたのである。こうしたことは、一国内の荘園や公領の実態についての書上である太田文の作成が、すでに院政時代から行われていたことを傍証するものともいえる（『石井準院政時代』、『講座日本史』三二）。

この延久の荘園整理令の目的は広義、狭義の意においてさまざまに取り上げることができる。まず挙げられるのは



これまで出されてきた整理令と同様、摂関家を中心とする藤原氏の経済的基盤に対する再編、縮小にあった。従来はたいした成果もあげることなく、いたずらに整理令を出してきたにすぎなかった。なぜなら摂関家が整理令に対して激

しく抵抗したからであった。延久令の時も藤原氏や東大寺などは整理令に対して消極的な態度をとっているけれども、一方石清水八幡宮領荘園が三十四か所から二十一か所に減らされているように、一定の成果を収めたことも事実である。

また記録所は各荘園の設立を証拠立てる券契の審査にあたることを目的としていた。よって前述したように券契の不明瞭なものは停止されることとなったが、このことは存立の確かな官省符荘などではなく、国司によって免判をうけた国免荘などを整理対象としたものである。こうして諸国諸荘園の認定実務を従来の国務委任から中央官司の直接的管掌下へと移行しようと企図したのであった。

次に白河親政・院政期の政策である。白河天皇は後三条天皇の第一皇子であり、父の政策を受け継ぎ、新しい局面を展開するに至った。特に即位三年後の承保二年（一〇七五）に宣旨を下し、寛徳二年（一〇四五）以降の新立荘園を停止している。これは後三条天皇の政策がそのまま継承されたことにほかならないものであって、その治世は、親政十四年、院政四十三年の長期にわたったが、その間に荘園整理令が四回出されている。そして天永二年（一一一一）には記録所が設置され、寛治六年（一一九二）には若狭、嘉保元年（一一九四）には美作において荘園の個別的整理が実施されている。また寛治五年の源義家に対する田畠寄進の停止、同六年の義家の設立した荘園の停止など、積極的な整理が行われたことは注目すべきことであろう。その意味では後三条天皇の施策をさらに発展させたこととして意義づけることができる。

しかしこの時期に荘園の増加がまったくなかったわけではない。たとえば寛治四年には上・下賀茂両社に対し各六百余町の不輸租田の寄進があり、祇園社にも丹波国波々伯部保など三保が寄せられている。また寛治四年に熊野社に対し、紀伊国の田畠百余町が寄進されている。しかし上・下賀茂社に対する寄進は国衙を通して行われており、祇

園社も国衙領であつた保を寄進されているのである。このころから保の存在が目立って現出することもまた注目されるが、さらに院宮分国もこの時期に急速に増えてくることを考えると、荘園と国衙領との同質化がさらに進んだものとみなしてよいであろう（網野氏^{前掲書}）。このようにほぼこの時期までに荘園公領制の基盤が構築されていたのであるが、次の鳥羽院政では白河院政とのさまざまな確執もあつてか、荘園に対する政策は一転した。

まず鳥羽院政二十七年間において、一度も荘園整理令の出された様子がうかがわれない。そして逆に院庁下文、院宣によつて数多くの新立荘園が誕生する。これは白河院政の諸政策に対する一大転換であり、この時期には権門はみずからの経済的基盤を確立すべく争つて荘園の新立につとめた。さらに後三条天皇の代から加納田や出作田の整理の方針として打ち出されていたが、それも緩和されて荘園の拡大がはかられていた。たとえば摂関家では、これまでの整理令で荘園は縮小され分割して相続されていたのであるが、藤原忠実はこれを集積して一手にまとめた。さらに忠実はこれまで殿下渡領（摂政関白となつたものが伝領）のほか、摂関家に伝領すべきあらたな所領を設け、個々の荘園の拡大もはかつていった。こうした荘園拡大策にでたのは、従来まで摂関家の収入となつていた封戸を、十二世紀以後、家領へと転換しようとしたためであらう。これは摂関家にとつて荘園の収入こそが唯一のものとなつてきていたことを意味し、荘園化をはかることによつてみずからの経済的基礎を確保しようとしたことにほかならない。

この結果、十三世紀初頭には能登国の総田数の七〇%以上が荘園化しているが、その四分の三はこの時期鳥羽院政期の立荘である。さらに文永年間の若狭国の場合をみると、荘園の五〇%がこの時期および後白河院政期に立荘されたことが知られる。前代の白河上皇と同様、鳥羽上皇もかなり恣意的に政策を断行したけれども、その方向性において両者はきわだつた対照をみせている。

ついで鳥羽上皇が没した直後、保元の乱が勃発し、ここに勝利を収めたのは後白河天皇方であつた。その二年後、

天皇は皇位を守仁親王（二条天皇）に譲り、自らは上皇となつて、さらに院政が続くこととなる。ところでこの乱で崇徳上皇方にくみした摂関家（忠実・頼長）の所領は没収され、後白河天皇は宣旨によつて、氏の長者を天皇方についた忠通に継がせようとした。これは側近の藤原通憲（信西）のはからいによるものであった。本来こうしたことは摂関家内部の問題である。だがこれを先例として以後、天皇が氏の長者の決定に関与する場合がみられるようになる。このことはとりもなおさず、摂関家の弱体化を目的としたものにはかならない。ところで後白河親政・院政の基本方針は、保元元年（一二五六）閏九月十八日宣旨にある「新制七箇条」（『兵範』記）に端的に表わされている。この第一条には「仰、九州之地者一人之有也、王命之外、何施私威」とあり、荘園の存廃は天皇が決定すると明言している。また第二条は加納出作の停止、さらに第三条から七条は寺社に対する事項である。特に神人、悪僧らの濫行には目に余るものがあったためにこれを停止し、大寺社に対して所領や神・仏事用途を注進すべきこととした。これは伊勢神宮をはじめとする二十二社、また東大寺をはじめとする十か寺をその対象としたものである。後白河院政はこの「保元新制」によつて荘園整理によるだけでなく神人・悪僧らの支配を通して土地に対する支配を徹底させようとしていたといえるだろうし、そうすることによつて荘園公領制は体系化の方向をさらに一歩進めたのである（網野氏・前掲書）。

さらに鎌倉政権下において地頭職の設置が公認されて、下地の管理、租税の徴収・検断などの権限が地頭に与えられ、さらに反別五升の徴収権が付与されるなどして荘園公領制は確固たるものとなった。こうした地頭に対する権限や土地に関する諸制度は、幕府の成立によつて初めて創られたものではない。むしろ幕府そのものが従来の制度的基盤の上になつたものであったのであり、地頭職も基本的には郡司・郷司・下司職といったこれまでの所職を継承したにすぎないものであった。さらに治承・建久年間に出された新制によつてそれまでの政策が総括され、後白河法皇が没して後は、幕府が積極的に土地支配体制の組織化をはかり、太田文の作成や東国の開発に乗り出している。

そして承久の乱に勝利した幕府側が新補地頭を設置したことによって、幕府の指示のもとに太田文が整備され、土地の単位―荘・郷・保・名―が確固たるものとなり、ここに荘園公領制が完備する時期を迎えたのである。

公 家 領

一般的に公家領という場合、皇室領、摂関家領、その他公家領などに分類される。さらに皇室領は大別して天皇に付属する後院領と諸官司に付属する諸司寮領（直轄領）、皇室の御願による御願寺領と女院に付属する女院領に分けられている。越中における皇室領については昭和九年に発表された木倉豊氏の研究がある（『越中における皇室御領と（勤王）』『富山史学』二号）。それによって図示すると次頁のようになる。

県下の皇室領の内訳をみていくと、後院領（後白河天皇）としては吉岡荘が唯一である。また諸司領のうちの内蔵寮領としては蟹谷荘がある。全国的にみると諸司領として大蔵省、内膳司、内蔵寮、掃部寮、典藥寮、大炊寮などの官司があるが、令制における宮内省の被官にはこれらのうち大炊寮、典藥寮、内膳司が該当する。また内蔵寮の職掌なども考慮すると、これらの諸官司は内廷関係のものであり、皇室直領と考えてもよいものであろう。なお元弘三年（二三三）五月二十四日の「内蔵寮領等目録」（宮内庁書陵部所蔵文書『富山県史』史料編Ⅰ一八四頁）によれば、内蔵寮領は全国三十四か国に分布していたことがわかる。また二上荘も土御門家領とされているが、土御門家の職掌（天文・陰陽道）から推して、むしろ諸官司領の性格の強いものであろう。

次に御願寺領であるが、後白河法皇の崩御に先立ち仙洞御所内に設けた持仏堂長講堂がある。この長講堂に一八〇もの荘園が寄進された結果、長講堂領が形成された。長講堂領はその後皇女宣陽門院に伝領され、後深草上皇を経て持明院統の経済的基盤となったのである。新保御厨（荘カ）は鎌倉期に宣陽門院領として伝えられている（『宣陽門院御領目録』

八代恒治所蔵文書『富山県史』史料編Ⅰ四〇八頁）。

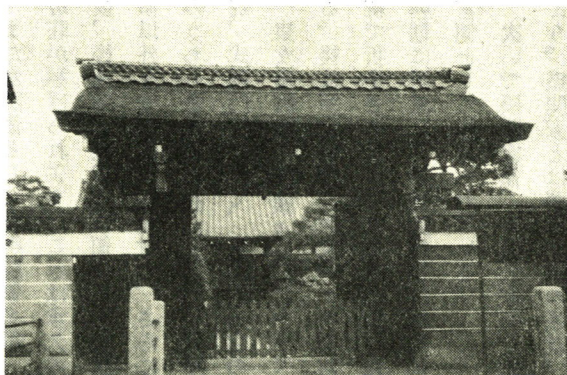
また安楽寿院領として高瀬荘、日置荘がある。安楽寿院は鳥羽上皇が離宮内において建立した真言寺院である。以

また女院領として室町院領糸岡・野辺莊が挙げられよう。これは承久の乱後、後鳥羽上皇方の所領のうち長講堂領以外を守貞親王に返付し、さらにそのうち八条院領以外の所領が春華門院、式乾門院を経て、後堀河天皇の第一皇女室町院に伝領されたものである。後に室町院領は大覚寺・持明院兩統で折半されたが、大覚寺統領は南北朝期に消滅し、持明院統領は後に伏見宮領として伝えられている。

次いで摂関家領、一般公家領を挙げよう。摂関家とは藤原北家の系統、良

第二節 莊園の様相





(京都市下京区)

房・基経が摂政・関白に任ぜられて代々子孫がその職についた家である。さらに道長以降はその子孫の世襲となり、鎌倉期にはいり近衛・九条家に分かれ、さらに近衛家から鷹司家、九条家から二条・一条家が分立していわゆる五摂家となった。県下においては近衛家領として阿努荘、九条家領として八代・川口・曾祢・東条・宮島保が挙げられる。また摂関家領に準ずる徳大寺家領として、般若野荘があった。

堂

講

長

ところで一般的に摂関家領といえは受領によって寄進された荘園から成り立っているものが多く、荘務権を掌握するための下司を派遣していたとされる。確かに建長二年(一二五〇)の九条道家家領処分状案『九条家文書』同五年「近衛家所領目録」富山県史史料編二七五、七九頁では荘務権を掌握している荘園は多いが、一方では荘務権のない本

家職だけのものも少なくない。いわゆる殿下渡領(御摂録渡荘)とは氏院領、法成寺(同末寺)領・東北院領・平等院領などの氏院寺領および備前・河内・大和・越前の四か国にある直轄領からなりたっていた。つまり殿下渡領は代々藤原氏の氏長者が継承したものであり、保元の乱後、前述の藤原忠実が実権を得て、のちには再編しなおしたのである。

摂関家領は皇室領と同様に領主権のきわめて強いものであった。またその所領の内には、従来から田畠を中心とした農業的生産地だけではなく、柚・牧のほか塩浜、鉄の産地が含まれており、さらには御贄の貢上にまで及ぶものもあった。摂関家領の構成はその意味で内廷的性格をも有し、国家的な収税機構と似た側面を示していたといえるのである。

ある（網野氏
前掲書）。

ところで県下の摂関家領をみていくと、その特徴として国衙周辺の地域およびそれに近接する地域に集中して分布していることが挙げられよう。これは何を示しているのであろうか。他国を例にとると国衙領は交通の要衝や国衙周辺地域に集中しているが、これは在地勢力である在庁官人によって形成された在庁名が国衙領のもととなったことを示すようである。しかし国衙領といえども前述したように荘園と同質化し、皇室は本家、知行国主は領家、知行国守は預所、目代は地下代官、在庁官人は荘官に相当するようになってくる（網野氏
前掲書）。そして知行国主には藤原氏の院に近侍する者が任ぜられ、さらに国主は近親や近臣を国守として推挙し、任期中は収入の大部分を自己の利益としたのである。県下における国衙領の様子を伝える史料はまったくなく、その実態は不明である。しかし史料の残存状況にもよろうが、摂関家領が国衙周辺地域に分布していることは、あるいは既述の国主と国守以下の官人とのかわりを背景としていることを思わせる。

つまり荘園が占定され、開発されていく過程において国司の果たした役割には大きなものがあつたであろう。それは国司が自己や他からの依頼によって荘園の創設を認める立場にあることであり、そのことは自分の昇進とも密接にかかわっていたのである。越中における国司の活躍として、たとえば藤原顕成を挙げることができる。顕成は関白忠通の家司であり、越中守在任中に職権を利用して堀江荘の譲与を受け、相浦村が妻に贈られるようしむけたものであろう（第一節第
一項参照）。そして荘園が占定される過程においてはいくつかの段階が考えられるが、国衙領からさらにその周辺に設置されている越中の摂関家領を念頭におくと、在庁官人勢力の存在がうかんでくる。つまりこうした所領の設定は、国衙勢力ないしは在庁官人勢力が開発領主化することによってのみ可能であつたと想定される。ただ前述したように、般若野荘の存在も徳大寺家の職掌や政治的立場から推測すると、公的権力の介在していたことがうかがわれる。

社 領

寺社領を考える際に地方寺社をそのカテゴリーに入れるかどうかで論議の分かれるところであろうが、越中の場合ほとんどが中央有力寺社であり、これらを中心に取り上げることとする。

ところで中央有力寺社とよばれるものにはどのようなものが該当するだろうか。まず神社の場合、前述の保元元年（一一五六）閏九月十八日の「新制七箇条」には、神人の濫行を停止し、社領神事用途を注進すべき神社として、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稲荷、春日、大原野、大神、石上、大和、広瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、広田、祇園、北野、丹生、貴布祢の二十二社を挙げているが、こうした神社をもって中央有力神社としておきたい。これら二十二社のうち、ここではいわゆる三社領（伊勢、石清水、賀茂）を中心に説明しよう。

まず伊勢神宮領として伊水・鵜坂・弘田御厨、賀茂別雷社（上賀茂社）領として新保御厨が挙げられる。御厨とは延喜二年（九〇二）以降伊勢神宮と賀茂社に限られるものであり、魚介類などを奉獻する集団を掌握していったことに起因する。特に伊勢神宮の場合、「神鳳抄」や「建久三年二所太神宮神主領注文」（鎌倉遺文 六二四号）に全国の御厨が挙げられている。この中で伊勢・志摩・伊賀および東海地方に多く集中しており、全体で数百にもおよんでいた。

県下において御厨の分布をみていくと、弘田御厨は富山市広田付近に求められているが、伊水御厨はまったくわからない。しかし両者ともに供祭物として鮭があり、河川とのつながりが想定され、神通川、小矢部川沿岸付近および海岸線あたりに位置していたとも考えられる。ところでこうしたことを考える上で当時の海岸線がはたしてどのあたりにあったかが問題となろう。これはあくまでも一つの試論であるが、フェアブリッジの研究によると、西暦九〇〇年と一一〇〇年ごろにロットネスト海進による二つのピークがあったが、一二〇〇年ごろはほぼ現在の海岸線と同じあたりにまで退いている（山本武夫『気候の語る日本の歴史』）。これら御厨が史料にでてくるのがこのころであることを考えると、当時の広田付近は河口からやや上流の現在地あたりにあったと推定できる。また弘田・伊水御厨よりも新しいと考えられる鵜

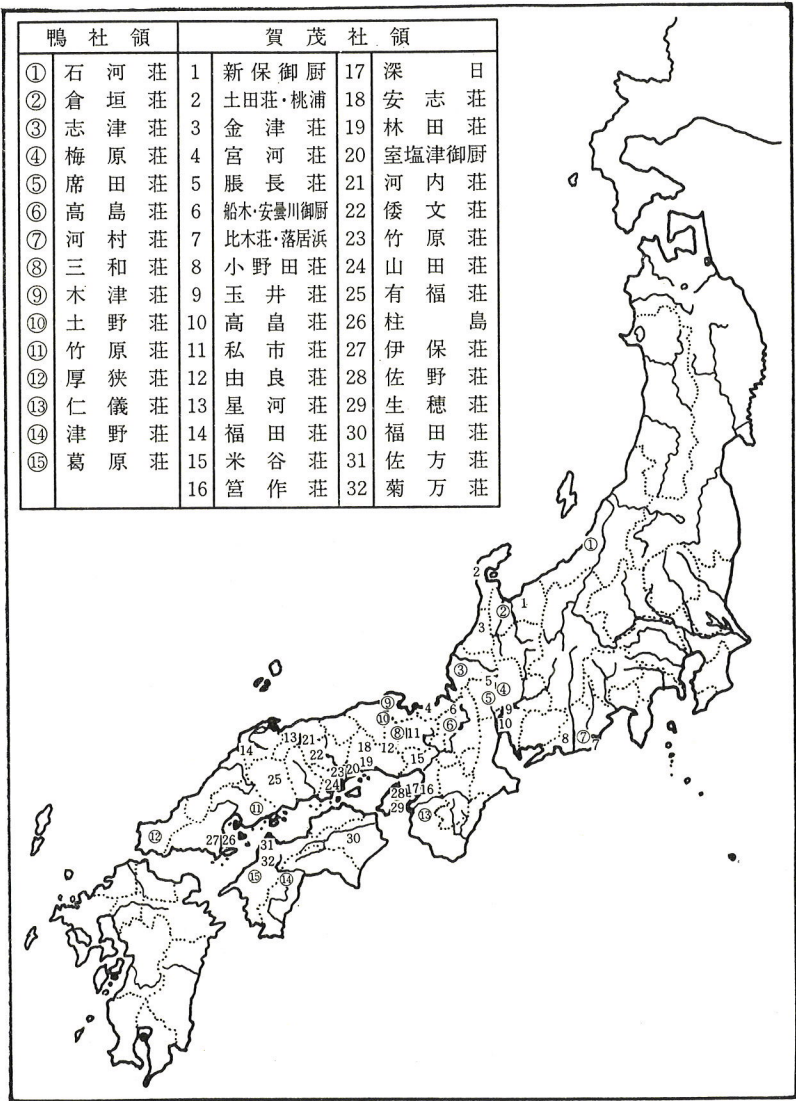
坂御厨が婦中町鵜坂付近とすると、これも神通川沿岸に近い地域と想定され、鮭の捕獲も容易であったことであろう。

一方新保御厨についてであるが、上・下賀茂社領全体の中で越後・遠江の所領とともに東限に位置する。また社領全体としては九州を除く瀬戸内地域を中心に分布していることが特徴であろう。上賀茂社領には同御厨のほかにもいくつかの御厨があり、さらに「浦」や「浜」をも有していた。こうしたことは漁民を中心とする非農業集団が賀茂社に組織化され、掌握されていたことを示すものであるが、形態は律令制下における贄の貢進と近似する面がある。むしろ皇室と神社との深いかかわりを考えると、性質上同じものであったといえるであろう。新保御厨の所在地については『富山県史』通史編Ⅰに詳しく述べてあり、富山市水橋辻ケ堂ないし滑川市魚躬・高月に比定されている。また富山市新保・任海を比定地とする説もある。ともに河川ないし海岸線付近に位置している。

次いで下賀茂社領倉垣荘についてであるが、「賀茂社古代庄園御厨」によれば、寛治四年（一〇九〇）の堀河天皇の夢想によって供御田三十町が寄進されたといわれ、同書では、このときの寄進地は七四五町余に及ぶとされる。そこに書きあげられている諸荘の田数がいづれも五で割りきれぬ端数のない数値であることから、これが国家による一種の寄進であり、郷を割き与えることによってできた数字であることを示している（〔坂本賞三「都宇・竹原荘の成」立〕『日本王朝国家体制論』前掲書〕）。また賀茂社領全体の分布から、賀茂社が魚類の貢進を求めようとする意志が働いていたことも考えられる（〔網野氏〕）。

続いて石清水八幡宮領についてである。賀茂社は皇室の尊崇あつた神社であったが、石清水八幡宮も皇室から庶民に至るまで、幅広く信仰され、特に皇室からの参詣がたびたびあった。後に源頼信が崇信してからは源氏の氏神として信仰あつく、各地に勧進されている。また頼義・義家も敬い、頼朝も鶴岡八幡宮を崇敬している。そして伊勢神宮、賀茂社とともに三社領とよばれ、諸役の免除や武士の濫妨を停止するなど鎌倉幕府のあつた保護をうけるに至っている。また室町時代にはいっても足利将軍が参詣し、後に織田信長、徳川家康も詣でている。この八幡宮領は神宮

第10図 上・下賀茂社領分布図（体系日本史叢書6『土地制度史Ⅰ』）



寺護国寺別当によって管轄されたので宮寺領とよばれた。宮寺領は保元三年（一一五八）には三十三か国におよび、それ以後も増加していった（『石清水八幡宮史』）。これは各地に八幡宮が勧請されたことに基づくものであって、特に五畿内およびその周辺地域を中心に西国に多く分布している。

県下の石清水八幡宮領として埴生保が挙げられる。また南北朝期には蟹谷荘地頭職が、同八幡宮領になっている（和尊氏寄進状『温故古文抄』上『富山県史』史料編二二二頁）。『源平盛衰記』や『平家物語』によれば木曾義仲が埴生八幡宮に戦勝祈願しており、埴生保が同地に鎮座する埴生八幡宮と密接にかかわることはいうまでもなく、同社がこのときまでに勧請されていたことは間違いないが、その時期は、同保の初見である保元三年以前で、延久元年の整理令以後であらう。

寺

領

県下における寺領荘園の領主の存在や分布などにおいても、きわだった特徴は見いだすことができない。社領と同様、大寺院を保元元年の「新制七箇条」に基づいて挙げると、東大寺、興

福寺、元興寺、大安寺、薬師寺、西大寺、法隆寺、延暦寺、園城寺、天王寺の十か寺に対して悪僧の濫行を停止し、寺領仏事用途を注進すべきことを命じている。一般的に中世寺院においては古代のいわゆる初期荘園や封戸を経済的基盤とし、国家権力にかなり依存して伸長をはかる型と、衆徒・神人などを組織して独自に莊務を行い、国家権力に対して自主的な立場をとる型とがあった。特に前者は東大寺や東寺であり、後者は延暦寺がその代表的なものであった。

県下における寺領荘園は数的にも少なく、その経営構造や分布の特徴などよくわからない点が多いが、ここでは密教系寺院の様子をうかがっておきたい。まず延暦寺領は九世紀からみられるが、国衙の正税や出挙稲による収入が中心となっており、ほぼ十一世紀にはいってもそうした傾向があった。ところが藤原師輔の子尋禪が良源の弟子になってのちは、摂関家などの子弟で山僧となる者が多くでてきたため、荘園が集中するようになった。延暦寺領は全国に分布しており、特に近江には全期間を通して一二〇か所をこえていた（工藤敏一「荘園制の展開」『岩波講座日本歴史5』中世1）。県下においては妙法院門

跡領として福田莊、三千院門跡の根本中堂領として高野莊内黒田保の存在が知られる。

次に円宗寺、仁和寺および醍醐寺領について挙げたい。『扶桑略記』延久二年（一〇七〇）十二月二十六日条によれば円宗寺は後三条天皇の御願寺として建立されたが、もとは円明寺と称した（朝野群載）。その後次々と堂が増置され、また安置された仏像も莊嚴で、その隆盛のほどがうかがわれる（仁和寺諸院家記）。こうした御願寺として次の白河天皇の代には法勝寺が、さらに堀河天皇の代には尊勝寺が建立されている。そして白河法皇は法勝寺・尊勝寺へたびたび行幸し、また堀河天皇もあつく信仰していた。しかし白河法皇はどうしたわけか、円宗寺に対してはあまり関心がなかったようである。たとえばあるとき円宗寺へ行幸の予定であったが、当日炎暑のゆえに中止することをにわかに決定している。また公家のみならず諸国司も円宗寺に対しては冷たく、おそらく法皇の心境を察してのことらしかった。それに對して法勝寺・尊勝寺の隆盛はきわめて对象的であった（安田元久『院政と平氏』）。

ところで白河法皇・堀河天皇はこのように微妙な態度を示していたが、嘉承元年（一一〇六）堀河天皇が不予となった際には一転して円宗寺の護持する後三条天皇の山陵に対し、山陵使が派遣されることとなった。こうしたことは、白河法皇が後三条天皇の御願寺である円宗寺を冷遇したことを心配し、後三条天皇の聖霊を慰め、さらには堀河天皇の平癒を念じたものであろう（河野房雄『白河天皇の正統継承』思想二『平安末期政治史研究』）。

しかし以後の円宗寺は御願寺でありながらやがて仁和寺の院家となり、さらに廃寺となっていくのである。それゆえに文書などは仁和寺に収められている。県下においては石黒莊が該当するが、その詳細については同莊の項で詳述することとし、ここでは仁和寺・醍醐寺領について略述したい。

醍醐寺領として最初に施入されたのは十世紀初頭であり、以後次々と成立していずれの所領も成立直後に不輸租田となり、諸役を免除されている。特に同寺領の中でも、室町期になると三宝院領の発展が著しかった。それは將軍家

とのつながりが深かったため、文安六年（一四四九）四月十一日の「三宝院門跡管領諸職諸領目録」（醍醐寺文書『富山県史』史料編Ⅰ五〇四頁）によれば諸門跡并諸院家十六、諸寺諸社寺務并別当職十、門跡領并敷地山林田園等七十二か所にも及んでいる。特に三宝院賢俊に入室した満済は応永十六年（一四〇九）に東寺長者に補せられ、寺務の宣下を受けた。そして同十八年いったん長者職を辞したものの、同二十三年に還補せしめ將軍家の修法を勤仕して勢望の限りを尽くしたのであり、ここに醍醐寺の門地がさらに引き上げられたのである（中島俊司『醍醐寺略史』）。また仁和寺は光孝天皇の発願を継いだ宇多天皇によって建立された寺であり、代々皇族をもって門跡とし、鳥羽天皇第五皇子で第五世の覚性法親王のときには、はじめて総法務職に任ぜられて諸宗各本山の最上位に立って大いに繁栄した。

越中に多い保

律令制に基づく行政単位は国―郡―郷（里）として組織されていたが、十世紀から十一世紀にかけて院・条といった新しい単位が出現し、院司・条司などが国衙によって支配される形態をとるようになってくる。また郡が分割され、そこから郷司が生まれるなど、新しい中世的な諸単位が形成されるようになり、ここに至って所領としての郡の持つ意味は喪失してしまい、代わって荘・郷・保・名などが基本単位となったのである。そして十一世紀以降、これらの単位はほぼ同質化し、官物や正税などを負担する国衙領としての基本的単位となっていく。この点に関して坂本賞三氏は中世的郡郷制の形成を究明し、十一世紀第二四半期に郡郷制への全面的改編が行われたとしており、郡郷制のあり方を(1)郡的単位 (2)「倭名抄」郷単位 (3)院単位の三類型に分類している（郡郷制の改編と別名制の創設）『日本王朝国家体制論』。

もちろんすべての例がこの三類型にあてはまるというのではない。地域的に差異のあることは当然である。また一国内においても郡を単位とするもの、郷を単位とするものなどその形態はさまざまである。さらに時代的な変遷も大きく、たとえば若狭国では当初、郡を単位としてみられていたが、鎌倉期になると郡は所領としての意味を失うと

もに、郷から多くの保や名が分出する。こうした諸単位が出現する事情にはさまざまなことがあったろうが、その地における権門の干渉や開発の進展度、さらには名主層の成長など、当時の複雑な諸様相が背景にあったものと考えられる(網野氏)。
(前掲書)。

ところで越中荘園の分布と領主について、最初に集成を試みられたのは木倉豊信氏であった(越中における荘園の分。その成果として権門勢家・武家をはじめ総数一二〇もの荘園が越中に存在していたことが確認されるが、そのうち、中世の全期間を通じて保の存在が三十余にもものぼることが知られる。保は律令制下における末端の行政単位であり、いわゆる五保の制にその深源を求めることができる。そして律令制の衰退とともにその機能も消滅していったが、平安末期に至ると異なった性格をもって再登場してくるのである。戦前、清水三男氏は保を分類したが、その中で、便補の保と国郡司の私領に近い保があり、便補の保が成立してのち、領主と国衙との争いから後者の保が生まれたとする。そして便補の保は領主のために設定されたものであり、保司が実権を占める契機となり、第二の保を生む下地を醸成したともされている。便補の保は寺院や中央官衙に多くみられるが、さらに第三の類例として国衙から神社に寄進されたものを挙げているのである(日本中世の村落)。

戦後になって清水氏のこの説をうけて保の性格についてさまざまな論議がなされ、あらたな展開をみるに至った。まず大山喬平氏は、平安末期において旧来の郷が分割され、国衙周辺部に成立した別名(別符名)に郷・名・保・浦・寺社・出作・加納などさまざまな名称が付けられていたとしている。つまり別名Ⅱ保とする観点から、こうした別名が年貢徴収の単位として在地領主の勸農領域であったとされる(国衙領における領主制の形成)。
(成)日本中世農村史の研究。

また大山氏と同様、保と別名との同質性を主張するものとして松岡久人(百姓名の成立とその性格)・坂本賞三(郡部制の改組と別名制の創設)『日本王朝国家体制論』両氏の見解がある。特に坂本氏は別名制形成の指標として、(1)狭義の公田を中核としない国衙の支配単位所

領が国衙から承認されること（ただし荒廢公田を公田の延長とするか未開發地と扱うかを区別する必要がある）、(2)郡―郷とは別に、それとらんで国衙に直接する国内單位所領であること、(3)未開地の開發を前提として荒野らを含む獨立經營單位（下地の別名）であることの三点を挙げている。

ところがこうした説に対して、河音能平氏は便補の保を手がかりとして保の形態を二つに分け、(1)在地領主が申請して国司から得た別符に基づく別符私領を便補の保としたもの（領主的保）、(2)国司が任国内の公田の一定数を封戸代として権門寺社の保田に指定し、その官物雜公事を請作者である田堵農民から納進させるもの（農民的保）とし、特に(2)で在地領主に対抗した上層農民（この場合神人・寄人）が政治的集団を結成して中央権門勢家の傘下にはいり、権門側による強力な働きによって成立せしめたものとしている（『院政期における保成立の二つの形態』『中世封建制成立史論』）。

このほか保に関する研究は永原慶二・戸田芳実・黒田俊雄・西山克らの諸氏によってなされてきたが、こうした諸先学の研究を踏まえて竹内理三氏は保の成立をめぐる背景を次のように説明した。

（下野国菰部郷のように）保には、ときには無数とさえ表現される荒野があり、それを開發する開發領主が存在し、開發のために別符を申請するということが特徴である。その開發の代償として、官物は国庫に収める（便補保の場合はそれが封物代として封主に充てられる）が、雜役は免除される半不輸地となる。別符を申請して成立するところから、それは別名と同じであるわけであるがしかも別名といわず、また別符ともいわずに、保とよぶ所以は、別名や別符が、田地を対象として成立するに対して、保が在畠屋敷―在家を対象としたものであるからであらう。だから別名や別符は国司ばかりでなく、莊園領主（領家）の符によっても成立するが、保は専ら国司の庁宣によらねば成立しなかったのである。

〔保の成立〕藤克己博士遺稿記念会編『對外關係と社會經濟』

いずれにしても保と開發とはきわめて密接な關係にあったといえるであらう。以上先学の保についての研究を概観したが、次に越中における保についてみてみよう。第1表で挙げた保は戦国期までにみられる事例である。保として

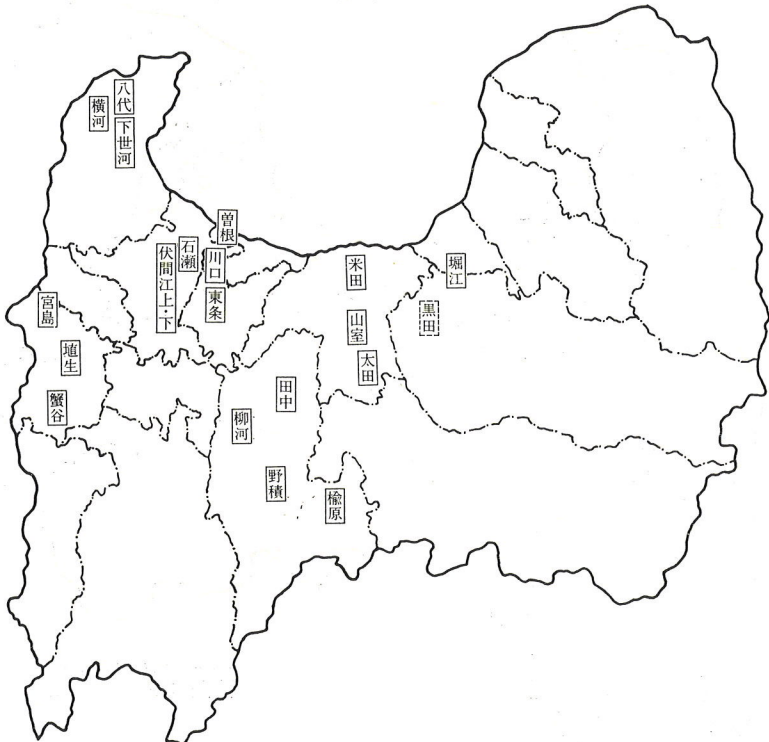
第1表 越中にみえる保

	射 水 郡	砺 波 郡	婦 負 郡	新 川 郡	不 明
院政・鎌倉期に初見するもの	八代保(九条家) 川口保(九条家) 曾根保(九条家) 東条保(九条家) 伏間江上・下保(某忠継)	埴生保(石清水八幡宮) 蟹谷保(内蔵寮) 宮島保(九条家)		太田保(大江・細川氏) 黒田保(三千院門跡) 堀江保(祇園社)	神倉保(天台座主基) 一瀬保(九条家)
南北朝期に初見するもの	横河保(不詳) 下世河保(佐竹氏) 石瀬保(成田氏)		田中保(佐々木氏・横江氏) 楡原保(澁口氏・斎藤氏) 野積保(佐々木氏) 柳河保(佐々木氏)	米田保(本郷氏) 山室保(穀倉院)	上津見保(澁口氏) 黒田・中村保(壬生官務家)
室町期に初見するもの	宇波保(室町幕府) 南条保(矢野氏) 二塚保(室町幕府) 姫野保(石清水八幡宮) 金山保(石清水八幡宮)	般若野莊西保(不詳) 岩坪保(小串氏)	伊田保(室町幕府) 万見保(実相院・足利満詮代官)	富山保(土肥氏) 塚原保(武田下条氏) 小井手保(金剛寺) 布施保(伊勢・一色氏) 沼保(南禅寺悟心院) 熊野保(建仁寺瑞応院) 大浦保(新玉津島社) 森尻保(室町幕府)	
戦国期に初見するもの	志雄保(不詳)	田河保(大徳院) 野尻保(室町幕府) 西条保(不詳) 坂本保(不詳)	為成保(本覚寺)	横江保(土肥氏) 上条保(河田氏) 藤保(河田氏) 賀積保(河田氏) 小森保(典薬頭) 高槻保(不詳) 小布施保(等持寺)	三条保(河田氏)

の初見を時代別にみると院政期一例、鎌倉期十二例、南北朝期十二例、室町期十七例、戦国期十四例となる。特にどの時代に多いとは言えないが、室町期以降に増えてくる傾向にあるようである。ただ室町期以降のものには仏像の後背や奥書等に「越中国○○保」と単に地名としてでてくるものもあり、保が地名化したものであって開発の様子などをうかがい得ないものも少なくない。

また荘と保とが混在している事例もみられる。たとえば八代・川口・曾根・東条の四か保のほか、蟹谷・野尻・堀江保が挙げられよう。そこでこれらの保がどのような史料に見えているか逐一取り挙げてみよう。まず八代・川口・曾根・東条の四か保は、『吾妻鏡』延応元年（一二三九）七月二十五日条に東福寺領としてみられる。とこ

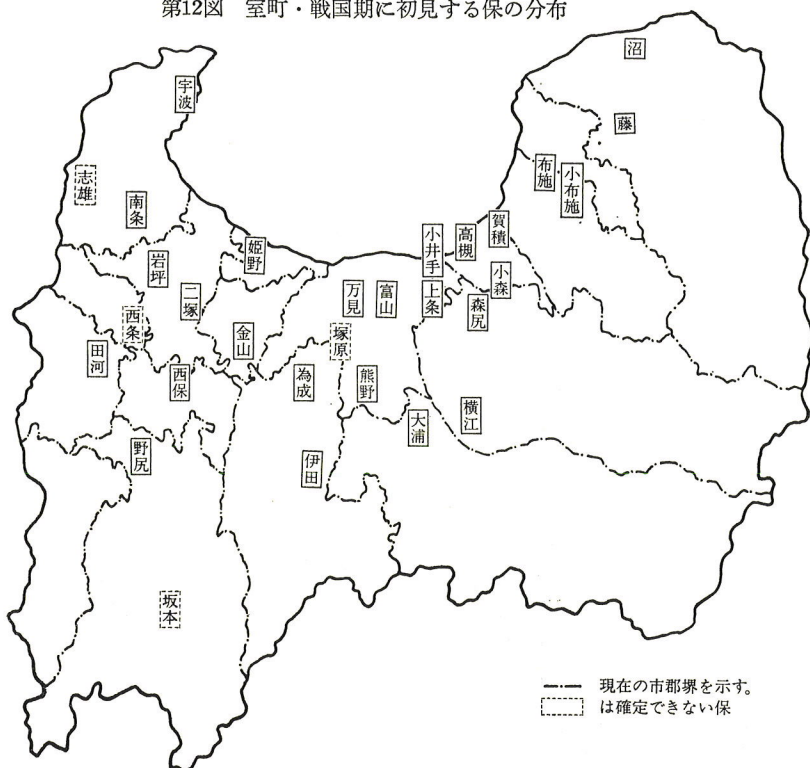
第11図 院政・鎌倉・南北朝期に初見する保の分布



ろが建長二年（一二五〇）には「越中国四箇庄」（『富山県史』史、料編Ⅱ七五頁）、さらに同八年には「四ヶ保」（『富山県史』史、料編Ⅱ八〇頁）とある。そして八代保は永正十四年（一五一七）に、東条保は興国二年（一三三一）に荘としてもみえる。この四か保は九条家を本家として東福寺に寄進されたであろうが、その際同寺へ寄進するために相伝された宮島保を国領に糺返していることを考えると、この四か保が公領と深くかかわっていたことがうかがわれよう。また荘園の分布について既述したように、四か保が国衙所在地の周辺地域に存在することも興味あることといえる。特に八代保を除く三か保は旧和田川水系に位置し、もしそれを利用したとすると、四か保が地頭請所として京定米を上進する際に、放生津を拠点としたことが考えられるであろう。

しかし一方では放生津とは別に国衙に近

第12図 室町・戦国期に初見する保の分布



接することも条件として考えねばならない。千田稔氏は国衙所在地である現在の伏木に令制下における国府津ないしは国津が存在したとし、曰(亘)理湊にそれを充てている(『埋もれ』)。この時期における曰(亘)理湊の機能については不明としかいいようがないが、新しい放生津に対して古代的遺制であり、放生津の初見が正応五年(一二九二)であることから、相対的に国津の機能が低下する傾向にあったことは否めないところであらう。

次いで蟹谷保についてであるが、保としての史料は元弘三年(一一三三)の「内蔵寮領等目録」(『富山県史』史料、編Ⅱ一八四頁)のものが唯一であり、他はすべて荘である。ただし、長禄三年(一四五九)の足利將軍家御教書(『蜀大路家文書』富山県史料編Ⅱ五二六頁)には「越中国姫野保・蟹谷・金山保」とあり、保とも荘とも明記されていない。この前後には荘としてみられるが、この時点では石清水八幡宮領として、保としての性格はすでに形骸化してしまっていたのであろう。

同様のことは野尻保についても考えられる。つまり同保が史料にみられるのは文明九年(一四七七)の「結番日記」(『富山県史』史料、編Ⅱ五九八頁)が唯一のものである。荘は文和三年(一一三四)が初見であるが、応永十二年(一四〇五)には足利義満が夫人の追善領として相国寺に寄進しており、これ以後に保が形成されたものと思われる。

二、寺領荘園の展開

(一)、鎌倉時代の石黒荘

石黒荘のはじまり

越中国砺波郡の石黒荘は京都御室の仁和寺の南にあった後三条天皇の御願寺円宗寺の所領として成立した。円宗寺は延久二年(一〇七〇)の建立で、「仁和寺諸院家記」が「莊麗都下に冠たり」と記すように、美しく壮麗な寺院であった。まもなく後三条天皇は亡くなるが、やがて承暦二年(一〇七八)にこの寺